鶴見支部だより

http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html

No. 169　令和８年１月号

発行者
公社団法人 神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 26 番４号
（鶴見商工会館２階）
電話　045－503－0017
FAX　045－505－3411
発行責任者
支部長　藤森拓也

賀正

年頭挨拶

（公社）神奈川労務安全衛生協会鶴見支部長
JJFE エンジニアリング㈱　常務執行役員
藤　森　拓　也

新年あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員事業場の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、鶴見支部の事業運営に対し、鶴見労働基準監督署をはじめ、関係官庁、災害防止関係諸団体、並びに会員事業場の皆様より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。支部事業を滞りなく運営することができましたこと、心より御礼申し上げます。

昨年１月には、埼玉県で下水道管の老朽化による破損が一因とされる大規模な道路陥没が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。その背景には、インフラを維持するための人手不足や技術継承の困難さ、さらには財源不足といった構造的な課題があるとされています。また、賃上げの動きは加速したものの、物価上昇がこれを上回り、実質賃金の十分な改善には至りませんでした。

今後は、IT 化や DX を一層推進し、技術伝承と業務効率化を両立させながら、生産性を高めていくことがより一層求められます。そうした中にあっても、長時間労働や安全設備の不備、安全確認の省略によって災害リスクを高めることのないよう、労働基準法に基づく適正な労働時間管理と、労働安全衛生法の原点に立ち返った本質安全化、基本ルールの遵守がこれからの事業運営に不可欠であると考えます。

労働災害に目を向けますと、令和 7 年の鶴見労働基準監督署管内における休業 4 日以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症の影響を除く）は、1 月速報値で 227 人となり、一昨年までの増加傾向から一転して、前年比 14.3%の減少となりました。一方で、大変残念なことに死亡災害が 1 件発生しております。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、改めて労働災害撲滅に向け、あらゆる手立てを講じていかなければならないとの思いを強くしたところです。

当支部では、本年も各種講習会・研修会・セミナー等の事業活動を推進し、会員企業各位の労務安全衛生管理の向上を支援してまいる所存です。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ、各関係機関および関係諸団体のご指導・ご支援、並びに会員事業場の皆様のより一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。最後になりましたが、会員事業場のますますのご発展と、皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年　頭　の　ご　挨　拶

鶴見労働基準監督署
署長
野々部　　敦

新年明けましておめでとうございます。

令和８年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、昨年は鶴見労働基準監督署の行政運営にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

昨年 11 月末現在における休業４日以上の労働災害は 223 件と前年同期比 54 件・19.5%の大幅な減少となっております。残念なことに死亡災害は 1 件でした。事故の型は、「転倒」52 件、「動作の反動・無理な動作」38 件、「墜落・転落」33 件で、全体の約 55 パーセントを占めております。死亡災害は「墜落・転落」でしたので、これらの労働災害を防止することにより減少が促進すると考えられます。特に墜落・転落災害については労働安全衛生法による措置を徹底いただくことにより防止できます。また、リスクアセスメントを計画的に実施し改善を図ることにより、職場における危険か所、危険作業を減らすことができます。

第 14 次労働災害防止計画の死亡者数ゼロ、死傷者数を令和４年（2022 年）に比較して５%以上減少させるという目標達成に向けた取り組みをお願いいたします。

ここ数年は労働安全衛生法の改正が非常に多くなっており、その内容も多岐にわたっております。既に本年 1 月 1 日から特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化について施行されており、４月１日から混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大、努力義務ですが高年齢労働者の労働災害防止の推進及び治療と仕事の両立支援の推進が施行される予定となっております。施行が後日となっているものについては、あらゆる機会を通じてご案内いたします。改正に伴い、皆様方の事業場における安全衛生管理体制等についても実態に合わせて強化いただく必要があります。

近年、脳心臓疾患、精神疾患による労災請求が増加傾向にあります。脳心臓疾患、精神疾患の原因の一つに長時間労働が挙げられます。精神疾患についてはハラスメントも要因となっております。長時間労働は抑制することが一番の対策になりますが、実際に長時間労働が生じた場合は医師による面接指導及び事後措置が重要です。ストレスチェックも実施後に同様の措置が必要です。

神奈川県最低賃金は毎年 10 月頃に改定されておりますが、周知広報についてはポスター掲示、リーフレット配布等により行います。本年も引き続き賃金引き上げのお願いをいたしますので履行確保にご協力をお願いいたします。

結びになりますが、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会鶴見支部並びに皆様方の事業場の益々のご発展を祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

ご安全に！

第 75 回「神奈川労務安全衛生大会」が行われる！

令和 7 年 10 月 24 日（金）川崎日航ホテル鳳凰の間に於いて、神奈川労務安全衛生大会が開催され、大会式典の中で『労務安全衛生功労賞』受賞者の表彰が行われました。当支部からは記載の 2 名の方が受賞され、神奈川労務安全衛生協会会長より表彰状及び記念品が授与されました。誠におめでとうございました。

鶴見支部からは、12 名の方にご参加いただき、紙面をお借りし御礼申し上げます。大会後の祝賀会にも表彰者含め多数の方が参加され、盛況のうちに終了しました。

労務安全衛生厚労省表彰者（順不同）

■上原　信之氏（大会式典ご欠席）
ジャパンマリンユナイテッド㈱横浜事業所
安全衛生グループ

■吉岡　美和氏
ACC ㈱ ACC 横浜テクニカルセンター
健康管理センター

令和８年度　安全衛生祈願祭

１月 14 日（水）、鶴見神社において新春恒例の安全祈願祭を開催致しました。藤森支部長を始め役員事業所 11 社の方々、鶴見労働基準監督署 野々部署長、田上第二方面主任監督官に参加頂き、拝殿内の厳粛な雰囲気の中、宮司様の祈願、支部長、野々部署長による玉串奉奠を執り行い、各事業場ならびに参加者各位の安全をご祈願し、滞りなく終了いたしました。その後、「シーフォーレ」２Ｆ末廣亭へ場所を移し、賀詞交歓会を開催致しました。会員事業者様含め 20 名の参加を頂き、鶴見労働基準監督署ご当局並びに会員事業所の皆様の益々の繁栄と安全、安心な職場作りに向けて取り組んでいく気持ちをひとつにしました。

労働基準監督署からのお知らせ

新しい働き方・休み方が始まっています。年次有給休暇を取得しやすい環境を整備しましょう。

←年次有給休暇取得促進特設サイト

年次有給休暇取得促進特設サイトでは、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するために役立つ情報を紹介しています。柔軟な休み方に役立つ、年次有給休暇の計画的付与制度や時間単位の年次有給休暇制度を活用しましょう。

労働基準監督署からのお知らせ

個人事業者等の安全衛生対策の推進（労働安全衛生法改正）

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

（1）注文者等の配慮（R7.5.14 施行）

労働安全衛生法第３条第３項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

（2）混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大（R8.4.1 施行）

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

（3）業務上災害報告制度の創設（R9.1.1 施行）

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。 報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

（4）個人事業者等自身への義務付け（R9.4.1 施行）

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

（5）作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け（R9.4.1 施行）

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

第２回「化学物質管理強調月間」を２月に実施

厚生労働省では２月１日から１ヶ月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としております。

第２回「化学物質管理強調月間」スローガン

慣れた頃こそ再確認　化学物質の扱い方

第２回化学物質管理強調月間 実施要綱 ➡

令和７年度【第76回】全国労働衛生週間鶴見地区推進大会

スローガン：「ワーク･ライフ･バランスに意識を向けて　ストレスチェックで健康職場」

令和 7 年度【第 76 回】全国労働衛生週間鶴見地区推進大会が、9 月 5 日（金）に鶴見区民文化センターサルビアホールにおいて総勢 164 名のご参加のもと開催されました。神奈川労務安全衛生協会 鶴見支部 支部長の藤森 拓也様より開会の辞、鶴見労働基準監督署の野々部署長のご挨拶、各ご来賓からのご祝辞並びに、建設業労働災害防止協会 神奈川支部 鶴見分会分会長の西野 雅明様の大会宣言の後、鶴見労働基準監督署第二方面主任監督官の田上 潤様より「労働衛生週間実施要綱について」また、特別講演として、（一社）横浜市歯科医師会 会長の佐藤 信二様より「定期歯科健診って必要！？ 他では聞けないお話」と題したご講演を頂戴し、閉会の辞を陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会分会長の不動田 昌弘様から賜り、令和 7 年度【第 76 回】全国労働衛生週間鶴見地区推進大会は無事閉会しました。

佐藤氏　特別講演

令和７年度経営首脳者労務安全衛生セミナー開催される！

11 月 28 日（金）キリンビール㈱横浜工場において、令和 7 年度「経営首脳者労務安全衛生セミナー」が開催されました。今回は 34 名の方々に受講いただきました。本セミナーは神奈川労働局・鶴見労働基準監督署のご後援を賜り、鶴見管内の災害防止団体との共催により毎年開催される事業です。支部長の JFE エンジニアリング㈱横浜本社の藤森様による開会の辞の後、鶴見労働基準監督署署長の野々部様、（公社）神奈川労務安全衛生協会専務理事の古屋様よりご挨拶を頂きました。次に神奈川労働局労働基準部部長の荒木様より「労働行政を取り巻く情勢と神奈川労働局の取組等」のテーマで懇切丁寧に諸施策のご説明を頂きました。さらに、特別講演では、『人口減少に起因する国内市場縮小と荷主物流』～運送事業法等の改正に伴う運送業界の構造変化と荷主企業の対応～と題しまして、物流ジャーナリストの森田様よりご講演頂きました。本セミナーの趣旨にも合致した、大変貴重で有用なお話を頂戴し、参加された経営首脳者の皆様にも非常に参考になったことと存じ上げます。最後に副支部長のキリンビール㈱横浜工場副工場長 兼 総務広報担当部長の築谷様より閉会の辞を頂き、閉会となりました。

当支部では次年度以降も労働行政推進の一助として、本セミナーの開催を継続してまいりますので、関係各位の益々のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い致します。

森田氏　特別講演

謹賀新年

「年末」感謝の総点検　「年始」も笑顔で　無事故の発進

令和8年元旦　　役員事業場一同

ＡＧＣ㈱ AGC横浜テクニカルセンター	㈱京三製作所	ＪＥＦエンジニアリング㈱
キリンビール㈱横浜工場	東芝エネルギーシステムズ㈱京浜事業所	AGC横浜テクニカルセンター 安全衛生協力会
㈱Ｊーオイルミルズ横浜工場	Ｊ＆Ｔ環境㈱	東亜合成㈱横浜工場
東芝エネルギーシステムズ㈱京浜事業所 安全衛生協力会	太平洋製糖㈱	㈱京浜コーポレーション
東洋製罐㈱テクニカルセンター 横浜工場	保土谷化学工業㈱ 横浜工場	三菱ケミカル㈱ 鶴見工場
森永製菓㈱鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド㈱ 横浜事業所　鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド 横浜協力会

印刷＋design で地域社会貢献を目指します。

創業 65 年

【産業なびQR】

【連絡先】広報社（ウシオ）　川崎市幸区小倉 4-17-32
〒212-0054 TEL&FAX (044)599-8172
【E-mail】ushio-p@h8.dion.ne.jp

鶴見地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご活用ください。

＜小規模事業場向けサービスの内容＞

支援は全て無料です！

- ■労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ■健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ■長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ■個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください（http://www.kanagawas.johas.go.jp/）神奈川産保 で検索

鶴見地域産業保健センター
〒230-0051　横浜市鶴見区鶴見中央 3-4-22
医師会内
Tel 045-521-2738　fax 045-521-2738
turumi-sanpo@sky.bbexcite.jp

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1
第６安田ビル３階
Tel 045-410-1160　fax 045-410-1161

独立行政法人
労働者健康安全機構

新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動をを行っています。
近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局　TEL５０３－００１７　FAX５０５－３４１１